

# 福岡県田川地区消防組合消防賞じゆつ金等支給条例施行規則

〔昭和50年10月22日〕  
〔本部規則第3号〕

改正 平成19年3月27日組合規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県田川地区消防組合消防賞じゆつ金等支給条例(昭和45年条例第16号。以下「条例」という。)第6条に規定する賞じゆつ審査委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成し、委員長には第2号副管理者を、委員には消防長及び総務課長をもつてあてる。

- 2 委員長は、委員会に関する事務を掌理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、消防長である委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(賞じゆつ金授与審査請求書の提出)

第3条 管理者は、条例に基づく賞じゆつ金を授与する必要があると認めるときは、別記第1号様式の賞じゆつ金審査請求書に、次に掲げる書類を添えて、委員会の委員長に提出しなければならない。

(1) 殉職者賞じゆつ金の場合

- ア 条例第2条に規定する災害による死亡であることを証明する書類
- イ 死亡診断書又はこれに加わるべき書類
- ウ 賞じゆつ金を受けるべき者が、条例第5条の規定による先順位者であることを証明するにたりる戸籍謄本又は除籍謄本(除籍謄本である場合又は賞じゆつ金を受けるべき者が殉職者と戸籍を異にする場合には、その者の戸籍抄本を添えるものとする。)
- エ 賞じゆつ金を受けるべき者の住民票の写し
- オ 賞じゆつ金を受けるべき者が、婚姻の届出をしていないが殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明する書類
- カ 賞じゆつ金を受けるべき者が、配偶者(オに該当する者を含む。)以外の者であるときは、殉職者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたことを証明する書類
- キ 殉職者が遺言で賞じゆつ金を受けるべき者を指定したときは、その事実を証明す

る書類

(2) 障害者賞じゆつ金の場合

ア 条例第2条に規定する災害による身体障害者であることを証明する書類

(別記第2号様式)

イ 医師の診断書

(委員会の招集及び審査結果の通知)

第4条 委員会の委員長は、前条に規定する賞じゆつ金授与審査請求書を受けたときは、すみやかに委員会を招集して審査を行ない、その結果を文書をもつて管理者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるものを除くほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年組合規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式 略